

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本公示に記載の業務は、技術資料を共通化できる15件の業務を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行業務である。

本件の申請にあたっては、複数の業務に参加する場合は、参加を希望する業務ごとに申請書等の提出及び参加が必要である。ただし、技術資料については、参加を希望するいずれか1件の業務に添付する。

本業務は技術提案を一括して審査するため、本公示に記載の複数の業務に参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する業務に共通なものとし、業務ごとに異なる技術提案をした場合は失格とする。

参加者が複数の業務を受注することを妨げない。そのため、申請書等の提出時に、一括審査方式内の受注希望件数と希望する業務の順位を記載すること。

なお、受注希望件数が複数ある場合は、受注希望件数に応じて管理技術者及び担当技術者を配置し、それぞれ独立した業務実施体制を構築することで着実な履行を確保すること。

単体又は共同体のいずれかで参加するものとし、混在は認めないものとする。また、業務ごとに構成員の異なる組合せによる共同体も認めないものとする。

令和5年5月2日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 大塚 英司  
(公印省略)

## 1 業務概要

- (1) 業務の名称
- ①自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その1)
  - ②自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その2)
  - ③自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その3)
  - ④自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その4)
  - ⑤自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その5)
  - ⑥自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その6)
  - ⑦自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その7)
  - ⑧自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その8)
  - ⑨自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その9)
  - ⑩自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その10)

- ⑪自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その11)
- ⑫自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その12)
- ⑬自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その13)
- ⑭自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その14)
- ⑮自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その15)

(2) 履行場所 ① (北海道防衛局管内 21 地区)

北海道札幌市中央区、札幌市東区、札幌市南区、恵庭市、夕張郡長沼町、石狩郡当別町、日高郡新ひだか町、幌泉郡えりも町、沙流郡日高町、余市郡余市町、虻田郡倶知安町、白老郡白老町、登別市、二世郡八雲町、函館市、奥尻郡奥尻町、松前郡松前町

② (北海道防衛局管内 19 地区)

北海道千歳市、勇払郡安平町、岩見沢市、美唄市、滝川市、空知郡上富良野町、雨竜郡沼田町、留萌市、旭川市、名寄市、稚内市、礼文郡礼文町

③ (帯広防衛支局管内 10 地区)

北海道河東郡鹿追町、釧路郡釧路町、根室市、足寄郡足寄町、帯広市、標津郡標津町、網走郡美幌町、網走市、紋別郡遠軽町、野付郡別海町

④ (東北防衛局管内 18 地区)

岩手県下閉伊郡山田町、滝沢市、秋田県秋田市、男鹿市、青森県つがる市、むつ市、下北郡東通村、弘前市、三沢市、上北郡東北町、青森市、東津軽郡外々浜町、八戸市

⑤ (東北防衛局管内 11 地区)

宮城県宮城郡松島町、黒川郡大和町、柴田郡柴田町、仙台市宮城野区、仙台市若林区、多賀城市、東松島市、山形県東根市、福島県郡山市、双葉郡川内村、福島市

⑥ (北関東防衛局管内 19 地区)

新潟県新発田市、佐渡市、上越市、新潟市東区、茨城県ひたちなか市、稲敷郡阿見町、古河市、小美玉市、土浦市、群馬県高崎市、北群馬郡榛東村、長野県松本市、栃木県宇都宮市

⑦ (北関東防衛局管内 30 地区)

埼玉県ふじみ野市、さいたま市北区、狭山市、熊谷市、千葉県旭市、市原市、館山市、松戸市、千葉市若葉区、船橋市、南房総市、柏市、木更津市、東京都小笠原村、小平市、新島村、世田谷区、府中市、北区、目黒区、新宿区、立川市、練馬区

⑧ (南関東防衛局管内 24 地区)

山梨県南都留郡忍野村、神奈川県綾瀬市、横須賀市、横浜市保

土ヶ谷区、川崎市宮前区、相模原市中央区、相模原市南区、静岡県御前崎市、御殿場市、駿東郡小山町、焼津市、浜松市西区

⑨（近畿中部防衛局管内15地区）

愛知県春日井市、小牧市、豊川市、名古屋市守山区、岐阜県各務原市、三重県伊勢市、津市、石川県金沢市、小松市、輪島市、富山県砺波市、福井県鯖江市

⑩（近畿中部防衛局管内24地区）

京都府宇治市、京丹後市、京都市南区、相楽郡精華町、舞鶴市、福知山市、滋賀県高島市、大津市、大阪府八尾市、和泉市、奈良県奈良市、兵庫県伊丹市、小野市、神戸市東灘区、川西市、淡路市、姫路市、和歌山県東牟婁郡串本町、日高郡美浜町、日高郡由良町

⑪（中国四国防衛局管内22地区）

岡山県岡山市北区、勝田郡奈義町、鳥取県境港市、米子市、島根県出雲市、松江市、広島県安芸郡海田町、呉市、江田島市、山口県下関市、岩国市、山口市、萩市、防府市、愛媛県松山市、香川県善通寺市、高知県土佐清水市、徳島県小松島市、板野郡松茂町

⑫（九州防衛局管内13地区）

福岡県朝倉郡筑前町、遠賀郡芦屋町、久留米市、春日市、小郡市、築上郡築上町、飯塚市、北九州市小倉南区、北九州市小倉北区

⑬（九州防衛局管内26地区）

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、神埼市、鳥栖市、大分県玖珠郡玖珠町、佐伯市、大分市、別府市、由布市、長崎県壱岐市、五島市、佐世保市、対馬市、大村市

⑭（熊本防衛支局管内18地区）

鹿児島県大島郡喜界町、奄美市、薩摩川内市、鹿屋市、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、霧島市、宮崎県えびの市、串間市、児湯郡新富町、都城市、熊本県熊本市東区、熊本市北区、上益城郡益城町

⑮（沖縄防衛局管内13地区）

沖縄県うるま市、沖縄市、宮古島市、国頭郡恩納村、糸満市、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町、那覇市、南城市

(3) 業務内容 本業務は、以下の業務を行う業務である。

・仕様書のとおり

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) その他

- ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）により行う業務である。
- イ 本業務は、契約の一連の手続を紙契約方式で行う業務である。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年5月2日付防衛省大臣官房会計課会計管理官公示）に示すところにより、防衛省から自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす共同体以外の単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体企業による場合は、測量・建設コンサルタント等業務の建築A、土木A、電気A、機械A、通信Aのいずれか2種類以上の格付けを受けた者とし、かつ、建築A及び土木Aの格付けを受けた者、共同体による場合は、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の建築Aまたは土木Aについて格付けを受けた者とする。構成員は、建築A、土木A、電気A、機械A、通信Aのいずれかについて格付けを受けた者で構成するものとし、共同体として、建築A及び土木Aを含む2種類以上の格付けを有すること。  
ただし、各地方防衛局、または各地方防衛支局のいずれかに競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、各地方防衛局長、または各地方防衛支局長のいずれかから工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 同種又は類似業務の実績

参加表明書の提出する者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、元請けとして平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了

した業務の実績を有すること。

ア 単体企業による場合

- ・同種業務：防衛省において、一棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実績を有する者
- ・類似業務：公共工事において、一棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実績を有する者

イ 共同体による場合

- ・同種業務（代表者）：  
防衛省において、一棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実績を有する者
- ・類似業務（代表者）：  
公共工事において、一棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実績を有する者
- ・同種業務（構成員）：  
防衛省又は公共工事において、一棟当たり延べ床面積1,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）、建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯設備（電気、機械、通信のいずれか）設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）のいずれかの実績を有する者

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
- (7) 各地方防衛局、または各地方防衛支局のいずれかで発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。
- (8) 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な

雇用関係があること。

(9) 配置予定管理技術者の資格

配置予定管理技術者については、以下のア～オのいずれかに該当する者とする。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
- イ 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ 技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者
- エ 技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門）に4年以上従事している者
- オ R C C M(技術士制度における技術部門のうち建設部門に相当する部門)の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者

(10) 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

平成25年4月1日から公示日まで完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

- ・同種業務：防衛省において、一棟当たり延べ床面積1,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実務経験を有すること
- ・類似業務：公共工事において、一棟当たり延べ床面積1,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実務経験を有すること

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(11) 配置予定管理技術者の令和5年5月2日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和5年5月2日現在の手持ち業務に各地方防衛局、または各地方防衛支局のいずれかによる発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円

以上の業務をいう。

なお、複数のマスタープラン作成業務を受注する際、管理技術者及び担当技術者の配置は、他のマスタープラン作成業務との兼務を認めない。

また、別途発注の「自衛隊施設の最適化に伴う基本方針策定業務（仮称）」に従事する管理技術者及び担当技術者によるマスタープラン作成業務との兼務も認めない。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

### 3 技術提案書の提出者を選定及び技術提案書の特定

#### (1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

#### (2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからエの評価基準により評価し、順位付けを行う。その後、評価点が上位の者から順に受注希望件数と希望する業務の順位表に基づき、担当する業務を特定する。

ア 配置予定管理技術者の経験及び能力

イ その他

ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

エ 特定テーマに対する技術提案

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-5366-3111 (内線20823)

FAX 03-5229-2138

#### (2) 説明書の交付期間及び交付場所等

ア 交付期間 令和5年5月2日から令和5年6月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 原則全て、紙で交付を行う。ただし、これによりがたい場合は(1)との調整により、交付方法を変更することができる。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年5月30日 午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年6月14日 午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 上記2(1)イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記2(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記4(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書を提出者に要求される資格を有していなければならない。

(7) 詳細は説明書による。

## 競争参加者の資格に関する公示

自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務（その1）他14件に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本公示に記載の業務は、技術資料を共通化できる15件の業務を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行業務である。

本公示に記載の業務に参加を希望する場合は、希望する件数に関わらず、一つの共同体を結成するものとし、業務ごとに構成員の異なる組合せによる共同体を結成することは認めない。

共同体の名称となる業務名は、一括審査方式の対象となる15件の業務を示す共通可能な名称とすること。

令和5年5月2日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 大塚英司  
(公印省略)

### 1 業務概要

- (1) 業務名
- ①自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その1)
  - ②自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その2)
  - ③自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その3)
  - ④自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その4)
  - ⑤自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その5)
  - ⑥自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その6)
  - ⑦自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その7)
  - ⑧自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その8)
  - ⑨自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その9)
  - ⑩自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その10)
  - ⑪自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その11)
  - ⑫自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その12)
  - ⑬自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その13)
  - ⑭自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その14)
  - ⑮自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務(その15)
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月31日

### 2 申請の時期

令和5年5月2日から令和5年5月30日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。ただし、正午から午

後1時までの間を除く。

なお、令和5年5月2日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務)」(以下「申請書」という。)は、令和5年5月2日から〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省大臣官房会計課契約係 電話03-3268-3111 (内線20823) において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書(下記4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の建築Aまたは土木Aについて格付を受けた者とする。構成員は、建築A、土木A、電気A、機械A、通信Aのいずれかについて格付を受けた者で構成するものとし、共同体として、建築A及び土木Aを含む2種類以上の格付を有すること。

ただし、それぞれが単体として各地方防衛局、または各地方防衛支局のいずれかに競争参加を希望していること。

なお、共同体は、複数の同業種の構成員による構成も可とする。

ウ 各地方防衛局長、または各地方防衛支局長のいずれかから指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示(令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示)4(2)に該当しないものであること。

#### (2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

#### (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

#### (4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (1) の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

#### 5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記 4 (1) イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が上記 4 (1) イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の特定通知日までに上記 4 (1) イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

#### 6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

#### 7 資格の有効期間

上記 6 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

#### 8 その他

(1) 共同体の名称は、「自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務〇〇・〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和 5 年 5 月 2 日付支出負担行為担当官 防衛省大臣官房会計課 会計管理官）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。